

# 国鉄再建法に基づくバス転換基準について



- 昭和55年、国鉄再建法(日本国有鉄道経営再建促進特別措置法)が成立し、翌56年に同法施行令が公布されました。
- 施行令の定めに基づき、昭和52年度から54年度の輸送密度により、全線区が「幹線系線区」または「地方交通線」に分類されました。
- さらに、地方交通線のうち輸送密度が4,000人未満である線区は、バスによる輸送を行うことが適当であるとして「特定地方交通線」に指定され、廃止対象となりました。

## 【日本国有鉄道経営再建促進特別措置法による基準】

○ 幹線系線区	輸送密度	8,000人以上
○ 地方交通線		8,000人未満
	<b>転換対象路線</b>	<b>4,000人未満</b>
・第1・2次特定地方交通線		2,000人未満
・第3次特定地方交通線		2,000人以上4,000人未満

※なお、ピーク時輸送量や平均乗車距離、代替道路の整備状況を勘案し、一部の路線は対象から除外されました。

- なお、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法は、昭和61年、日本国有鉄道改革法等施行法の施行とともに廃止されました。